

## 事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 使用水量の減量認定

作成部署 下水道局経理部業務管理課（企画指導担当） 電話 03-5320-6573

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》

	標準処理期間 計20日		項番	項目	説明
申請者	○・申請 (郵送受付)	○・通知	1	形式審査	提出された書類や図面の内容を確認します。
下水道事務所 お客さまサービス課 (業務担当)	1日 ○ → ○ ・形式審査	1日	2	現地調査	配管状況、下水道に流れない状況などを現地で確認します。
	3~15日 ○ → ○ ・現地調査		3	認定方法の検討	減水量を算出するための算出基礎等を検討します。
	1~3日 ○ → ○ ・認定方法の検討		4	決定手続	減量の適用の可否をお客さまサービス課長が決定します。
	○・決定手続		5	通知	申請者に通知します。
	※ 製品含有・ボイラーの時は 経理部業務管理課（企画指導担当）へ申請します。		参考	減量適用の通知	下水道料金徴収部所に減量適用の通知を行います。
水道局営業所		○・減量適用の通知			
	※ 工業用下水道水の減量の場合は 経理部業務管理課（調定管理担当）に通知します。				

